

農地法第 4 ・ 5 条許可申請必要書類

	必要通数	チェック欄
許可申請書	3 通	
登記事項証明書(土地)	2 通(内写し 1 通)	
土地改良区の意見書 又は 水利組合等の同意書	2 通(内写し 1 通)	
付近見取図	2 通	
地籍図 (法務局公図)	2 通	
都市計画法第 29 条許可申請書(受付済)の写し 宅造許可申請書(受付済)の写し 開発許可不要証明の写し 開発行為に該当しない旨の証明書の写し (500 m ² 以上)	2 通	
選定理由書	2 通	
利用計画書	2 通	
計画図面 (土地利用・造成平面断面・給排水・建物等)	2 通	
位置関係図	2 通	
法人の場合 登記事項証明 (法人)	2 通(内写し 1 通)	
法人の場合 定款の写し※代表者の原本確認印が押されたもの	2 通(内写し 1 通)	
事業を営むにあたり必要な免許・許可証等の写し	2 通	
資金証明 (残高証明・融資証明・通帳の写し等)	2 通(内写し 1 通)	
(墓地埋葬法、採石法、砂防法、府・市の土砂埋立条例、その他転用目的に係る事業にあたり他法令の許認可が必要な場合) 許可書や申請書(受付済)の写し等	2 通	
<ケースに応じて必要なもの>		
(公道・水路等を含む場合) 占用許可・公用廃止・払下げ手続等の書類	2 通	
(一時転用の場合) 一時転用計画書、契約書の写し	2 通	
(農地外の土地も一体利用する場合) その土地の権利取得等の見込を証する書類	2 通	
(工期が 3 か月を超える場合) 工程表	2 通	
地役権者、抵当権者の同意書等	2 通(内写し 1 通)	
要望書・覚え書等	2 通	
埋設管図面 (水道・下水道・ガス)	2 通	
その他		
委任状 (代理人又は申請者の一方が書類を提出する場合)		

物件所在 _____ ほか 筆

現所有者 _____ ほか 名

事務局 チェック	銀行	貸借	猶予

◎本用紙は申請時に提出してください。

★裏面の注意事項もご確認ください。

◎ その他の注意事項

- 提出時に必要書類が完備されていない場合は、受付できません。
- 証明書類は3ヵ月以内に発行されたものを提出してください。
- 土地所有者が死亡している場合で、相続登記が完了していないときは、相続の内容が確認できる書類や戸籍謄本等の資料を添付してください。
- 申請書の住所と登記事項証明書の住所が異なる場合は、その沿革のわかる書類を添付してください。
- 開発行為をとまなう場合は、申請の時期、添付する書類について、事前に農業委員会事務局においてご相談ください。

◎ 申請後の流れ

- 毎月、締切日までに提出されたものについて、翌月1日前後に現地調査を行います。現況が農地と認められないものは、総会の案件に提案できません。
- 毎月10日前後に開催される農業委員会総会で審議され、その後、大阪府の審査等を経て、月末に許可される予定です。
- 許可書の交付は、許可日から数日後になります。
- 転用にかかる事業が完了しましたら、事業完了報告書を提出してください。

※締切日については、各月毎に窓口でご確認ください。